

さんぎょうい かだいがくわかまつびょういん こ けんり  
産 業 医 科 大 学 若 松 病 院 の 子 童 磨 の 権 利

- 1 人として大切にされ、自分らしく生きる権利をもっています。
- 2 子どもにとって一番よいこと（子どもの最善の利益）を考えてもらう権利をもっています。
- 3 安心・安全な環境で生活する権利をもっています。
- 4 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利をもっています。
- 5 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利をもっています。
- 6 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利をもっています。
- 7 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利をもっています。
- 8 自分のことを勝手にだれかに言われない権利をもっています。
- 9 病気のときも遊んだり勉強したりする権利をもっています。
- 10 訓練を受けたスタッフから治療とケアを受ける権利をもっています。
- 11 今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利をもっています。

出典：2022年8月 公益社団法人 日本小児科学会

医療における子ども憲章を引用



## 条文

- 1 あなたは、びょうき しょうがい ねんれい かんけい 病気や障害、年齢に関係なく、ひと たいせつ 人として大切にされ、あなたらしく生きる権利を持っています。
- 2 あなたは、いりょう ば かんけい 医療の場であなたに関係することが決められるとき、すべてにおいて、しゅうい 周囲のおとなにそれが「あなたにとってもっとも良いことか」を第一に考えてもらえる権利を持っています。
- 3 あなたはいつでも自分らしく健やかでいられるように、あんぜん あんしん かんきょう 安全・安心な環境で生活できるように支えられる権利を持っています。もし、あなたが病気になったときには、あんぜん あんしん ば 安全・安心な場で、ふあん できるだけ不安のないようなやり方で医療やケア（けんこう ころやからだの健康のために必要なお世話）を受けられます。
- 4 あなたは、いりょう とう 医療を受けるとき、お父さん、お母さんまたはそれに代わる人としてできる限りいっしょにいることができます。
- 5 あなたは、じぶん けんこう まも 自分の健康を守るためのすべての情報について、あなたにわかりやすい方法で、せつめい けんり も 説明をうける権利を持っています。そして、あなた自身の方法で、じしん ほうほう じぶん 自分の気持ち・希望・意見を伝える権利を持っていて、できるだけその気持ち・希望・意見の通りにできるように努力してもらえます。
- 6 あなたの気持ち・希望・意見の通りにすることができない場合は、なぜそうなったのか、その理由などについてわかりやすい説明を受けたり、その理由が納得できないときは、さらにあなたの意見を伝えたりする機会があります。
- 7 あなたは、びょうき しょうがい た めん さべつ 病気や障害、その他あらゆる面において差別されることなく、あなたのこころやからだを傷つけるあらゆる行為から守られます。
- 8 あなたのからだや病気のことは、あなたにとって大切な情報であり、あなたのもので、あなたらしく生活することを守るために、あなたのからだや病気、障害にすることが他のひとに伝わらないように守られます。また、だれかがあなたのからだや病気、障害のことを他のひとに伝える必要があるときには、その理由とともに伝えてもよいかをあなたに確認をします。
- 9 あなたは、びょうき しょうがい う む かか 病気や障害の有無に関わらず、そして入院中や災害などを含むどんなときも、ねんれい しょうじょう あそ けんり まな けんり も 年齢や症状などにあった遊ぶ権利と学ぶ権利を持っており、あなたらしく生活することができます。
- 10 あなたは、ひつよう くんれん う ぎじゅつ み すたっふ 必要な訓練を受け、技術を身につけたスタッフによって医療ケア（はいりょ きくば せわ う けんり も 配慮や気配り、世話など）を受ける権利を持っています。
- 11 あなたは継続的な医療やケア（けいぞくてき いりょう けあ はいりょ きくば せわ 配慮や気配り、世話など）を受けることができます。また日々の生活の中なかでさまざまな立場のおとなに支えてもらう権利も持っています。